

規制改革推進3か年計画（再改定）（抜粋）

平成15年3月28日

閣議決定

横断的措置事項

6 資格制度関係

（1）資格制度関係の基本方針

業務独占資格及び必置資格等を通じ、資格の内容・要件等を不断に見直すことにより、当該資格制度が本来追求すべき政策目的の効果的・効率的な達成を確保する。また、両資格を通じ、学歴・実務経験等の資格要件の見直し、試験科目の見直し、合否判定基準の公表等を通じ、資格取得を希望する者の負担を合理的かつ可能な限り軽減することを目指す。

（別紙1）業務独占資格の見直し

明確で合理的な理由のない受験資格要件については、その廃止を検討する。

C 司法試験について、一定の学歴を有しない者に課される第一次試験を廃止し、受験者全員が現在の第二次試験から受験できるよう検討する。